

生産緑地買取申出書

年 月 日

長岡京市長様

実印を押印

住所、氏名、電話番号を記入して下さい。
申出者が複数いる場合や複数筆の申出をする場合は、【複数人・複数筆申請の申出書記載方法について】を参考にして下さい。

をする者	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	

生産緑地法第10条の規定に基づき、下記により、生産緑地の買取りを申し出ます。

記

記入例：主たる従事者の死亡 又は 主たる従事者の故障 又は

1 買取り申出の理由 指定後 30 年を経過したため

2 生産緑地に関する事項

所在及び地番	地 目	地 積	当該生産緑地に存する所有権以外の権利		
			種 類	内 容	当該権利を有する者の氏名及び住所
長岡〇丁目〇-〇	田	〇〇㎡			

所有権以外の権利がある場合、記載して下さい。
【生産緑地買取申出必要書類一覧表】を参考に、必要書類を提出して下さい。

3 参 考 事 項

(1) 当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用 途	構造の概要	延 べ 面 積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種 類	内 容	当該権利を有する者の氏名及び住所
長岡〇-〇-〇	農小屋	木造	〇〇㎡				

ビニールハウスや農小屋等がある場合は、記載して下さい。

(2) 買取り希望価額 円

(3) その他参考となるべき事項

複数筆の申出の場合は、それぞれの筆の買取り希望価格を記載して下さい。

備 考

- 1 「買取りの申出の理由」については、生産緑地の指定の告示の日から起算して30年を経過した旨又は当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき生産緑地法施行規則第3条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。）が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を有するに至った旨を明らかにすること。
なお、生産緑地に係る農業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農業の業務に、当該業務につき同規則第3条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。以下同じ。）については、当該生産緑地（農地又は採草放牧地に限る。）の所在地を管轄する農業委員会によるその者が主たる従事者に該当することについての証明書を添付し、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障については、医師の診断書その他同規則第5条に掲げる障害又は事由に該当することを証明する書類を添付すること。
- 2 「生産緑地に関する事項」については、買取申出に係る生産緑地が土地区画整理法第98条第1項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、「所在及び地番」、「地目」及び「地積」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地の所在及び地番、地目並びに地積をかつこ書で記載し、「当該生産緑地に存する所有権以外の権利」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地に存する所有権以外の権利を記載すること。
- 3 「地目」の欄には、田、畑等の区分により、その現況を記載すること。
- 4 「地積」の欄には、土地登記簿に登録された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかつこ書で記載すること。
- 5 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容を出来る限り詳細に記載すること。
- 6 申出をする者、生産緑地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。